



ぼろぼろ・ベルくん

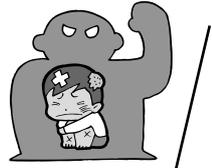
# 卑怯な振り込め詐欺にご注意！

振り込め詐欺では被害者の約8割が女性です。主婦層や高齢者層が特に狙われています。家族になりすますだけでなく、警察官や弁護士、公務員、会社の上司、医療関係者を騙り、複数で入れ替わって電話に出るなど、その手口は一段と巧妙化しています。

**手口1**  
私は、〇〇学校の校長(教頭)の××ですが、うちの学校で先生をしているお宅の御主人(息子さん・娘さん)が、生徒を殴って怪我をさせてしまった。今ならお金で解決できます。弁護士が来ているので代わります。  
弁護士の〇〇ですが、怪我をした生徒の保護者も「お金で解決して良い。」と言っています。こんなことは他人に話すようなことではないので、内緒のうちにお金を振り込んでください。



息子さん(娘さん)が教え子に体罰をした。今なら示談で済みます。  
大変! どうしましょう!



**手口2**  
公務員、会社の上司、医療関係者を装って: お宅の御主人(息子さん・娘さん)が、役所や会社などで「多額の現金を使い込んでしまった。わいせつ行為をしてしまった。」ので仕事をクビになってしまいかもしれません。  
今のうちならお金で解決できます。弁護士の〇〇先生が来ていますので代わります。  
弁護士の〇〇です。大丈夫です。私が示談にしますので、××銀行に50万円を至急振り込んで下さい。これは恥ずかしい話なので他言無用ですよ。

全国的に振り込め詐欺(オレオレ詐欺・架空請求詐欺・融資保証金詐欺)が多発し、本県でも平成17年中にオレオレ詐欺: 53件(既遂のみ)、被害総額 約9,610万円  
架空請求詐欺: 97件(既遂のみ)、被害総額 約1億500万円  
融資保証金詐欺: 194件(既遂のみ)、被害総額 約1億122万円  
総数: 344件(既遂のみ)、被害総額 約3億232万円  
が騙し取られています。

## 「オレオレ詐欺」の口実

(平成17年中・栃木県内)

体罰・わいせつ	36%
借金返済	19%
交通事故示談	11%
その他	34%

※教師や学校関係者になりすます手口が多発しています。

## 対策

◇大原則: 電話を一度切り、事実の確認・相談。

◇思いこみから脱出するには

- ・疑問は、口に出して聞くこと。
- ・理由をつけて、一旦電話を切ること。
- ・急な話は避け、間合いを入れること。

◇その日のうちに現金振込を要求する電話は「詐欺」と疑い、すぐに事実を確認するか、親族や警察に相談しましょう。

## ▼問い合わせ先

下野警察署 生活安全課

☎ 0110

総務課 交通防災係

☎ 9115

# 交通事故から子どもの命を守るのは、「あなた」です!



これからの季節、希望を胸に元気いっぱいの新入学児童・生徒を見掛けます。そして、慣れない登下校時は交通事故の危険が心配されます。安全な歩行や横断ができるように、家庭で繰り返し実践的な指導をお願いします。また、ドライバーの皆さんは子どもたちの姿を見掛けたら速度を落とし、安全な運転をお願いします。

## ◆子どもたちの被害状況

子どもの死傷者では、小学生低学年が一番多くなっています。  
歩行中や自転車利用中の小学生が事故にあうケースでは、自宅から50m以内で被害にあっています。  
事故原因では道路横断中の事故が約半数を占めています。特に「車の直前直後の横断」等無理な横断が目立っています。



## ◆気をつけたいこと

- 新1年生自身
  - ・道路への飛出しは大変危険です。道路を横断する際は、左右の安全を必ず確認させるようにしましょう。
  - ・必ず歩道を歩く（歩道のないところは右側を歩く）。
  - ・道路は歩道橋や信号機、横断歩道のある所を渡る。
  - ・建物や車などの陰から急に道路に飛び出さない。
  - ・上級生と一緒に通学する。

## ●新1年生の子どもを持つ親

- ・普段から自宅周辺の「危険な場所」や「注意すること」を、その場で具体的に教えましょう。
- ・自ら違反をしない（子どもはいつもお父さんお母さんを見ています）。
- ・外出時は目立つ服装をさせる。
- ・手にもあまり荷物を持たせない。
- ・十分な時間的余裕を持って家から送り出す（急がせない）。
- ・遠くから子どもに呼び掛けない。



## ●ドライバー

- ・交差点の付近では、子どもや自転車の飛び出しに注意する。
- ・子どもを見たらすぐ徐行する。
- ・子どもの登・下校時には、スピードダウンを心掛ける。

※以上の点に気をつけて交通事故をなくしましょう!

自分だけは大丈夫…と、高をくくっていませんか?



「新社会人の皆さんも気をつけて」  
若者ドライバーは毎年51人に一人が事故を起こしています。20代前後の若年ドライバーはドライバー全体の9%を占めています。そして、若年ドライバーが引き起こした事故は、事故全体の14%を占めています。  
「いつ自分が事故を起こしても決して不思議ではない。」という交通事故実態をしっかりと自覚して、「51人に一人」、その「一人」が自分かもしれないという意識を常に持って安全運転に努めましょう。

## ▼問い合わせ先

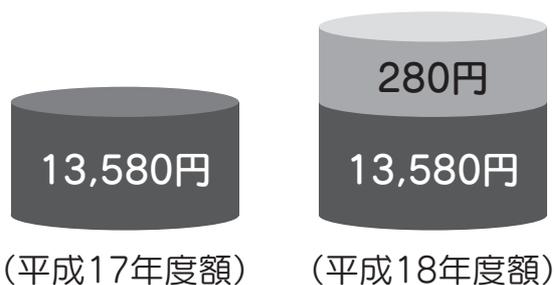
下野警察署 交通課  
☎0110  
総務課 交通防災係  
☎9115

# 年金制度改正

～あなたの年金が変わります～

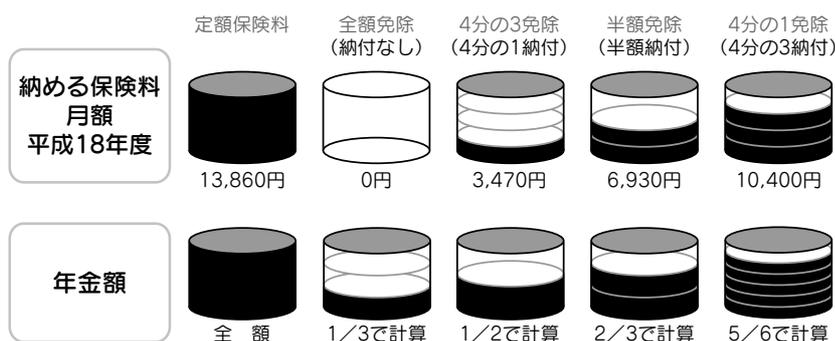
平成18年4月以降改正されるものは次のとおりです。

主な改正事項	
①国民年金保険料の引き上げ (平成18年4月～)	③障害基礎年金の併給制度見直し (平成18年4月～)
②国民年金保険料の多段階免除制度 (平成18年7月～)	④保険料納付要件の特例措置延長 (平成18年4月～平成28年3月)



1 国民年金保険料の引き上げ  
国民年金保険料は平成18年4月分から13,860円となり、280円引き上げられます。但し、各年度において前年度の名目賃金変動率を基準とした改定率を乗じて改定されます。

※国民年金保険料は、「現役世代の負担と受給世代の給付のバランスの見直し」により、毎年度280円ずつ引き上げられます。但し、各年度において前年度の名目賃金変動率を基準とした改定率を乗じて改定されます。



2 国民年金保険料の多段階免除制度  
免除制度をご利用いただき、より納付しやすい仕組みとするために、平成18年7月から、現行の全額・半額免除、納付猶予制度に加え、4分の1および4分の3免除制度が創設されます。

## 4月より、スポーツ大会出場者等壮行金制度が変わります。

▼対象者＝町内在住者で小学生、中学生、高校生の個人及び団体。団体については、監督及びコーチも認める。

小学生の団体の場合は、引率者も10名以下の団体では1名、11名以上については、2名まで認める。

▼対象大会＝全国大会及び国際大会出場者。

▼申請方法＝大会開催の前30日以内に交付申請書に大会要項等関係書類を添え、提出ください。



▼壮行金の額

大会区分	金額	
	個人	団体
国際大会	30,000円	個人の額に対象人数を乗じた額300,000円を限度とする。
全国大会	10,000円	個人の額に対象人数を乗じた額100,000円を限度とする。

▼問い合わせ及び申請先＝体育センター ☎ 667328

### 3 障害基礎年金の併給制度見直し

今回の改正では、障害を  
持ちながら働いたことが評  
価される仕組みとするため  
に、65歳から障害基礎年金  
と老齢厚生年金、障害基礎

	老齢厚生年金 (退職共済年金)	障害厚生年金	遺族厚生年金 (遺族共済年金)
障害基礎年金 ※	◎	×	×
	×	○	×
	×	×	◎
	◎ (注1)	×	◎ (注2)
障害年金 (旧国民年金法) ※	◎	×	×
	×	×	◎
	◎ (注1)	×	◎

◎は今回の見直しによって併給が可能となったものです。  
○は改正前の制度においても併給が可能であった組み合わせです。  
×は併給できないものです。  
※欄は、配偶者の死亡によって遺族厚生年金が受給できる場合、遺族自身の老齢基礎年金+老齢厚生年金の1/2の額+遺族厚生年金の2/3額の組み合わせを選択した人です。  
(注1)は、支給額の1/2に相当する額のみ併給されます。  
(注2)は、支給額の2/3に相当する額のみ併給されます。

年金と遺族厚生年金の併給  
ができるようになります。  
改正前は、障害基礎年金  
の受給権者にとつては障害  
を有しながら就労して自ら  
保険料を納付したことが年  
金給付に反映されにくい仕  
組みとなっていました。

### 4 保険料納付要件の特例措置延長

障害基礎年金、遺族基礎  
年金等の保険料納付要件に  
ついては、原則として、全  
被保険者期間の3分の2以  
上の保険料納付期間又は、  
保険料免除期間があること  
が必要となっていますが、  
初診日(死亡日)の属する  
月の前々月までの1年間に  
保険料滞納がなければよい  
とする取り扱いが平成28年  
3月まで延長されました。



▼問い合わせ先  
宇都宮西社会保険事務所  
028(622)4222  
保険課 国保年金係  
9134

## 公園利用上のお願い

- 公園利用のマナー低下が目立ちます。  
皆さんが気持ち良く利用できるように、次の  
ルールを守ってください。
- 公園利用上のルール
- 犬が入園禁止となっている公園には、犬を入  
れないでください。  
※公園内に、犬や家畜のフンがたくさんみら  
れます。衛生上はもちろん、飼い主の責任  
です。必ず持ち帰ってください。
  - トイレ・ベンチ等への落書きや、施設を壊す  
ことはしないでください。
  - ごみは、必ず持ち帰ってください。

- 園内でのゴルフ・ラジコンは危険ですのでし  
ないでください。
- 花火は火災の危険性があり、騒音も迷惑にな  
りますのでしないでください。
- たばこの投げ捨てはしないでください。
- スクーター等、園  
内への自走式車輛  
の進入は禁止です。
- その他利用者の迷  
惑になるようなこ  
とはしないでくだ  
さい。



▼問い合わせ先=都市建設課 都市整備係  
☎ 9141

# 下水道で住みよくなります

快適な生活環境の確保と河川の水質保全を図るため、公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽の設置整備事業等により、家庭から出る汚水の浄化に努めています。

## ●公共下水道の整備状況

平成17年度末現在481ヘクタールの区域が、公共下水道を利用できるようになりました。公共下水道事業により、4月から下水道が利用できる区域は主に次のとおりです。

- ・西汗地区の一部
- ・上郷地区の一部
- ・富士山地区の一部

## ●農業集落排水処理施設の整備状況

大山地区と上三川北東部地区で、農業集落排水処理施設の使用ができます。

## ●接続はお早めに

下水道が使用可能になった区域では、すみやかに下水道に接続することが法令等で義務付けられています。下水道に接続するために必要な排水設備工事は、町指定工事店に直接お申込みく

ださい。なお、下水道（農業集落排水処理施設を含みます。）の使用可能区域で、まだ接続されていないご家庭は、早急に接続をお願いします。

## ●下水道を使用される皆さんへお願い

- ・ 次のことを守って、下水道を上手に使うてください。
- ・ 町の下水道は汚水専用です。雨水は流せません。
- ・ 水洗トイレには、トイレットペーパー以外の紙を使用しないでください。
- ・ 台所では、野菜くずや残飯、天ぷら油やサラダ油の廃油を流さないでください。（自宅の排水管が詰まる一の原因です。）
- ・ 洗剤は、有機リンを言んだものを使用しないでください。
- ・ 下水道に有害物質を流さないでください。（ガソリン、シンナー、石油、アルコール類など揮発性の高い危険物を流すと、爆発を起こす原因になります。）

公共ますには、雨水・土砂・木片・ビニール類を流さないでください。

## ●平成18年度整備計画

公共下水道事業は、富士山地区の一部及び願成寺・上蒲生北部・磯岡地区の一部の整備を予定しています。

農業集落排水事業は、東部地区の処理施設建設、一部管渠整備及び舗装復旧工事を予定しています。また、南部地区も一部管渠整備を予定しています。

## ▼問い合わせ先 上下水道課

業務係

☎ 9168

公共下水道係

☎ 9144

農業集落排水係

☎ 9172



## 浄化槽補助金

浄化槽を設置する人に対し、費用の一部を補助します。

▼補助対象区域＝公共下水道認可区域、流域下水道認可区域及び農業集落排水事業計画区域を除く町内全域

▼補助金交付対象者＝平成18年4月1日から平成19年3月31日の間に、対象区域内において住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置し、使用が可能な人。



▼補助金額＝補助金は、平成18年度予算の範囲内で交付します。

・ 5人槽相当 354,000円

・ 6～7人槽相当 411,000円  
・ 8～10人槽相当（二世帯住宅） 519,000円

▼受付期間＝平成18年4月3日（月）～平成19年2月末日（土・日・祝祭日等を除く）

▼問い合わせ先＝上下水道課  
公共下水道係  
☎ 9144



# 平成18年度 狂犬病予防注射

下記の日程で狂犬病の予防注射を実施しますので、いずれかの会場で受けてください。なお、雨天の場合でも予定通り行います。

また、未登録の犬の新規登録もあわせて実施します。

## ▼必要なもの

- ・案内状（4月10日頃郵送されます。）
- ・注射料金 3,300円 \*お釣りのないようお願いします。



未登録の場合は、登録手数料3,000円を別途お持ちください。

	場 所	時 間	場 所	時 間
4月21日 (金)	五分一公民館	午前 9:00～ 9:10	愛宕町公民館	午前 11:15～11:35
	三村公民館	午前 9:25～ 9:35	川中子三区公民館	午後 1:15～ 1:25
	坂上本田公民館	午前 9:50～10:10	下神主公民館	午後 1:40～ 2:00
	三本木稲荷神社前	午前 10:25～10:35	ゆうきが丘集会所	午後 2:15～ 2:55
	常光坊公民館	午前 10:50～11:00	鞘堂公民館	午後 3:05～ 3:15
4月22日 (土)		役場西側駐車場	午前 9:00～11:30	
4月24日 (月)	上梁交差点	午前 9:00～ 9:10	下梁公民館	午後 1:15～ 1:25
	大山児童館	午前 9:25～ 9:45	下川中子公民館	午後 1:40～ 1:50
	天神町公民館	午前 10:00～10:25	下蒲生公民館	午後 2:05～ 2:25
	城台公民館	午前 10:40～11:00	中央公民館	午後 2:40～ 3:15
	下多功倉庫	午前 11:15～11:35		
4月25日 (火)	桃畑公民館	午前 9:00～ 9:20	石田コミュニティセンター	午後 1:15～ 1:25
	下町公民館	午前 9:35～ 9:55	西田南公民館	午後 1:35～ 1:45
	保健センター	午前 10:10～10:30	願成寺公民館	午後 1:55～ 2:20
	東館北部公民館	午前 10:45～11:05	上蒲生北部公民館	午後 2:35～ 2:50
	上野公園 (しらさぎ3丁目)	午前 11:20～11:40	上蒲生南部公民館	午後 3:05～ 3:15
4月26日 (水)	(旧) 上郷児童館	午前 9:00～ 9:30	西木代公民館	午後 1:15～ 1:25
	上郷4区公民館	午前 9:45～ 9:55	西汗上公民館	午後 1:40～ 2:00
	蓼沼児童館	午前 10:10～10:30	本郷台ゆうがお公園	午後 2:15～ 3:00
	東汗公民館	午前 10:45～11:05		
	西汗下公民館	午前 11:20～11:40	磯岡公民館	午後 3:10～ 3:20

▼問い合わせ先＝住民生活課 生活環境係 ☎9131

# 上三川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (平成18年度～20年度)が策定されました

この計画は、老人福祉法第20条の8及び老人保健法第46条の18に基づき「上三川町高齢者保健福祉計画」「介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」であり、一体として作成することが必要であることから、計画期間を同一として策定したものです。

## 1 計画の趣旨

我が国は高齢化が急速に進展し、高齢者をめぐる状況も大きく変化することが予測されるため、高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本とし、介護保険制度の「持続可能性」を高めつつ、①介護予防の推進、②認知症ケアの推進、③地域ケアへの展開という新たな課題に取り組んでいくことが求められています。

本町においても、いわゆる「団塊の世代」が65歳以上となり、高齢化率が17%を超えると予測される平成26年度の高齢者像を見据えて、高齢社会へ総合的に対応する生活設計の指針と、将来展望を明らかにするため本計画を策定しました。

## 2 計画の方針

地域の高齢者が、「ずっと住んでいて良かった」と言えるまちにするた

## 介護保険制度改正の概要

「自立支援」をより徹底する観点から、今までの事業の対象者の範囲、サービス内容、マネジメント体制等を見直し、平成18年4月から左の図のような「予防重視型システム」に転換します。

新しく「地域支援事業」及び「新予防給付」を実施することにより、介護保険の認定非該当になるような人及び要支援認定者の重度化防止を図ります。さらに、地域における総合相談窓口及び介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの支援を担う中核機関として「地域包括支援センター」を設置します。また、認知症高齢者や一人暮らし高齢者等が住み慣れた地域での生活を継続できるようサービス体系の見直しや体制の整備を行うため、「地域密着型サービス」を創設します。

平成18年度から平成20年度までの本町の給付見込み額は、32億4,234万円と推計されますが、介護給付費準備基金を3,000万円取り崩し、第1号被保険者の保険料の基準年額は43,000円となります。



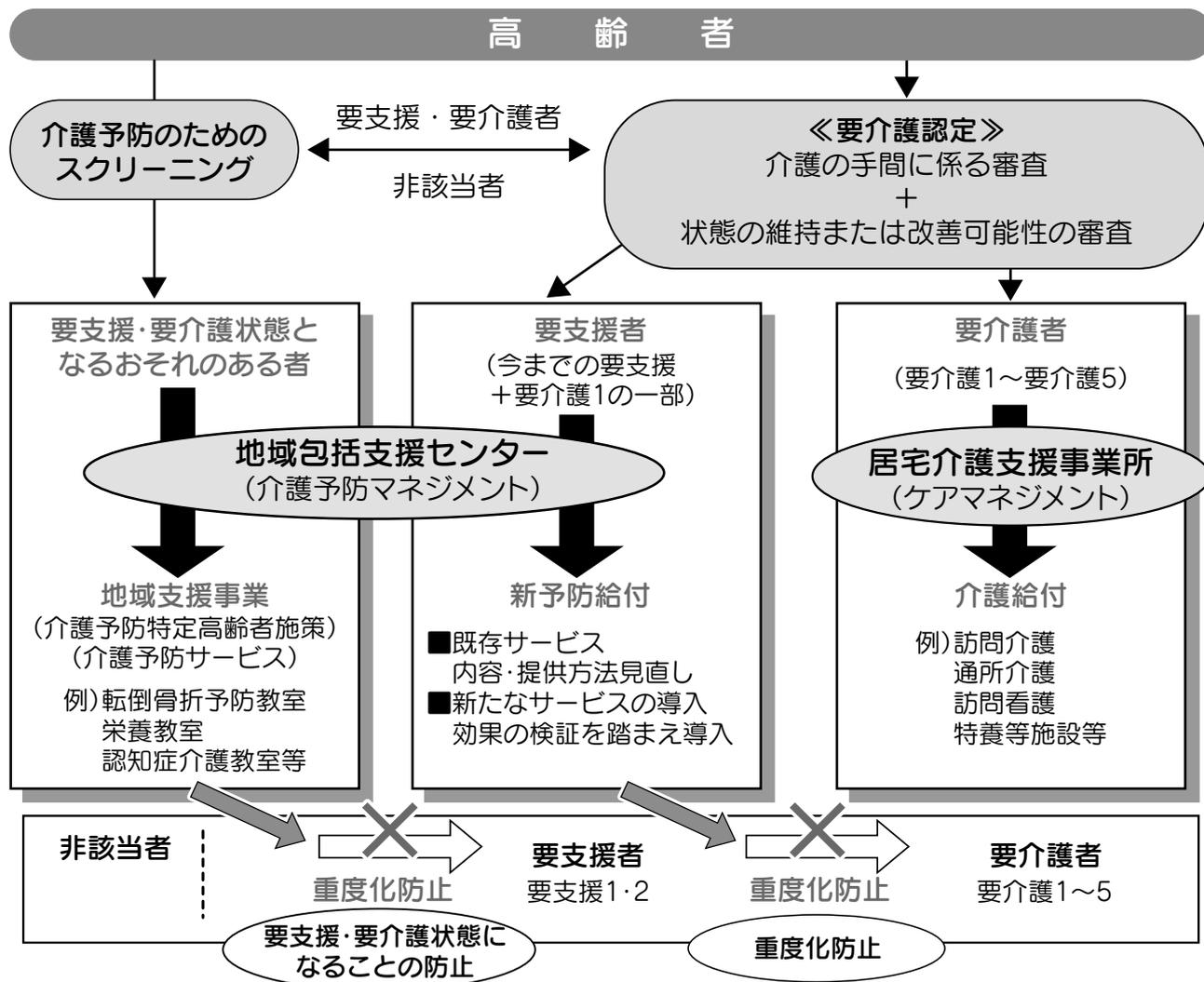
上三川町の高齢者における保健、福祉及び介護保険事業の適正な運営を図るため、「上三川町高齢者保健福祉介護保険運営協議会」を設置します。

- ▼構成員Ⅱ医療、保健、福祉、権利擁護、介護等の関係者
- ▼所掌事項Ⅱ
  - (1) 介護保険地域密着型サービス事業に関する事
  - (2) 地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の運営に関する事
  - (3) 老人保健計画、老人福祉計画及び介護保険事業計画に関する事
  - (4) その他高齢者保健事業、高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する事

## 上三川町高齢者保健福祉介護保険運営協議会委員を募集

- ▼募集人員Ⅱ1人
- ▼資格条件Ⅱ40歳以上の介護経験者もしくは介護保険被保険者
- ▼報酬Ⅱ6,700円/回  
(年5回程度開催)
- ▼任期Ⅱ3年
- ▼職務内容Ⅱ会議に参加し、意見を述べます。
- ▼応募×切Ⅱ平成18年4月21日(金)
- ▼申込み・問い合わせ先Ⅱ保険課 介護保険係
- 高年齢者支援係 ☎99129

図. 高齢者に対する予防重視型システムの流れ



▼問い合わせ先＝保険課 介護保険係 ☎ 569102 高齢者支援係 ☎ 569129

## 児童医療費助成の制度改正

### 3歳未満児への現物給付が始まります

平成18年4月1日から児童医療費助成制度を改正し、3歳未満児（3歳の誕生日の前日が属する月の末日まで）について、保険診療分医療費の現物給付方式となります。ただし、保険外（例＝予防接種、容器代、証明料等）のものは支払いが必要です。なお、3歳から小学校6年生の児童はこれまでどおり助成申請が必要です。



### 《改正内容》

助成方法が3歳未満児は現物給付を導入。  
※医療機関窓口で新しい受給資格証と健康保険証を提示する必要があります。

### 《受給資格証の交付申請について》

- ①平成15年4月2日以降に生まれた児童で受給資格証をお持ちの人  
新しい受給資格証を郵送いたします。
- ②受給資格証をお持ちでない人  
健康保険証（児童の名前が入ったもの）、印鑑を持参し登録申請書を提出してください。

▼問い合わせ先＝健康福祉課 子育て支援係 ☎ 569130

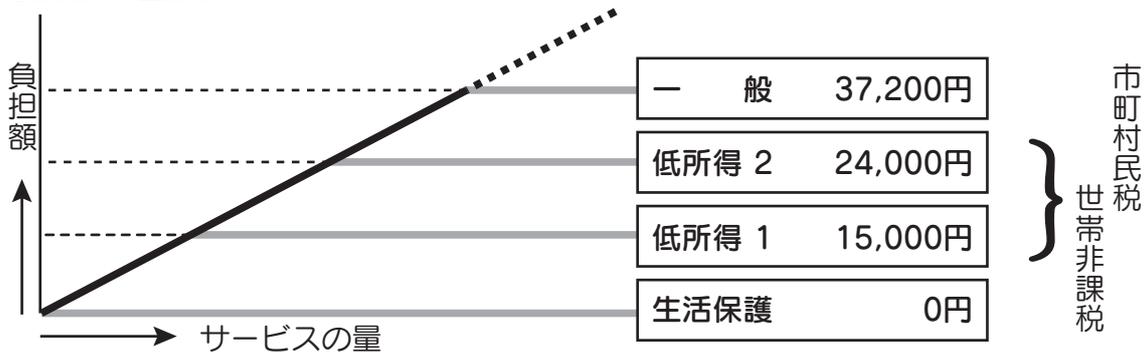
# はじまります障害者自立支援法

No.2

## 利用したときにかかる費用

サービスを利用したとき、費用の1割を支払います。ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにになっています。残りの9割は市町村と都道府県、国が負担するしくみです。

### ●利用者負担の上限額



区分	対象となる人	上限額
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得 1	住民税非課税世帯で障害者又は、障害児の保護者の年収が80万円以下の人	15,000円
低所得 2	住民税非課税世帯で低所得 1 に該当しない人	24,000円
一般	住民税課税世帯の人	37,200円

### ●高額障害福祉サービス費

同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合などでも、合算した額がこの上限額を超えた分は高額障害福祉サービス費が支給され、負担が重ならないように配慮されています。

### ●減免・軽減措置

低所得者で資産が一定以下の人は、個別の減免や社会福祉法人の利用者負担の軽減があります。

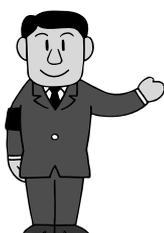
### ●食費や光熱水費等の実費負担

施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。ただし、所得の低い人は負担が軽減されます。



▼問い合わせ先＝健康福祉課 社会福祉係 ☎ 569128

▼連絡・問い合わせ先  
健康福祉課 社会福祉係  
☎ 569128



●平成18年度法律相談開催日は次のとおりです。  
1月21日、2月18日、3月18日、  
10月15日、11月9日、12月17日、  
7月16日、8月20日、9月17日、  
4月16日、5月21日、6月18日、

▼申込定員 9名  
(先着順受付)  
▼申込方法 毎月1日から開催日の前の週の金曜日まで  
▼費用 無料  
▼相談員 栃木県弁護士会弁護士  
▼開催日時 毎月第3日曜日 午前10時から午後1時までの間、1人につき20分間程度

平成17年度まで奇数月のみ開催してきた法律相談を平成18年度4月から毎月開催します。

町の法律相談を  
毎月開催

# 平成18年度生活習慣病検診

送付しました「平成18年度生活習慣病検診の調査及び申込書」に希望の検診日を記入の上、4月10日までに郵送してください。

対象者把握のため、勤務先等で受ける人も、調査にご協力ください。

日程は下記のとおりになります。

日程の合わない人や、かかりつけ医のもとで受けたいという人には、個別検診も実施しています。

今年度の婦人科検診（乳がん検診と子宮がん検診）は昭和の奇数年生まれの人が対象になります。

但し、偶数年生まれでも17年度に受けられなかった人は、対象になりますので申し込んでください。（20歳代、30歳代の偶数年生まれの人には、通知が行きません。）

また、奇数年生まれでも17年度に受けた人は対象になりませんので、注意してください。

平成18年度から子宮がん検診の対象が20歳代からになります。

（平成18年度の方は昭和の奇数年生まれの人が対象です。）

## ■検診対象者

検診項目	対象者	
基本健康診査	40歳以上の男女	
胃がん検診		
大腸がん検診		
前立腺がん検診	50歳以上の男性	
乳がん検診	マンモグラフィー検査 ＋ 超音波検査	40歳以上の女性 (奇数年生まれの人)
	超音波検査	30歳以上の女性 (奇数年生まれの人)
子宮がん検診	20歳以上の女性 (奇数年生まれの人)	

	検診日	検診会場	生活習慣病検診	婦人科検診
1	5月9日(火)	保健センター	○	○
2	5月15日(月)	保健センター	○	○
3	5月31日(水)	保健センター	○	○
4	6月8日(木)	保健センター	○	○
5	7月2日(日)	保健センター	○女性のみ	○
6	7月18日(火)	保健センター	○	○
7	7月24日(月)	保健センター	○	○
8	8月6日(日)	保健センター	○	○
9	8月9日(水)	多功コミュニティセンター	○	○
10	9月2日(土)	保健センター	○	○
11	10月20日(金)	農業環境改善センター	○	○
12	10月27日(金)	保健センター	○女性のみ	○
13	11月25日(土)	保健センター	○	○
14	11月30日(木)	保健センター	○	○
15	12月13日(水)	保健センター	○	○
16	1月14日(日)	保健センター	○	○

▼問い合わせ先＝保険課 高齢者支援係 ☎69129



**町道1-21号線が一部開通します**

宇都宮市道426号線（宇都宮市西刑部町）と接続する町道1-21号線（大字西木代）の道路新設工事が完了したため、4月1日より道路の通行（供用）を開始します。

なお、新設道路が優先になるため、交差する町道の「止まれ」の標識を確認、必ず一時停止して、気をつけて通行してください。

▼問い合わせ先＝都市建設課 管理係  
☎69146